

## 平成21年度 保育所臨時職員登録要領

- 1 職種
  - ① 常勤保育士（クラス担当,育休等代替・障害児加配）
  - ② 年休代替保育士（月8日～12日程度）
  - ③ パート調理員（月8日～15日程度）
  - ④ 清掃業務作業員（月22日）
  
- 2 資格要件
  - ① 保育士 保育士資格
  - ② 調理員 調理師免許
  - ③ 清掃業務作業員
  
- 3 雇用期間 1年
  
- 4 勤務場所 福祉事務所が指定する市内公立保育所又は児童学園
  
- 5 勤務条件
  - ① 勤務日 常勤保育士及び清掃業務作業員 月曜日から土曜日  
年休代替保育士及びパート調理員 福祉事務所の指定する日
  - ② 勤務時間

保育士	平日	8:30～17:00
	土曜日	8:30～12:30
パート調理員	平日	9:00～15:45
	土曜日	9:00～12:00
清掃業務作業員	平日	8:00～10:00
	土曜日	8:00～10:00

※勤務時間については、8時からの保育、18時までの保育等各保育所の状況により変更する場合があります。
  - ③ 賃金 

常勤保育士	日額	8,400円
年休代替保育士	日額	8,000円
パート調理員	時間給	980円
清掃業務作業員	時間給	790円
  - ④ 通勤手当 通勤距離・定期券料金等により支給
  - ⑤ 有給休暇 雇用期間及勤務日数により付与
  - ⑥ 社会保険 2か月を超え、勤務日数及び時間が、正規職員の3/4以上の方は、下記の保険に加入していただきます。  
厚生年金・健康保険・雇用保険・(労災保険)

6 登録に必要な書類

- ① 児童福祉施設臨時職員登録申込書又は履歴書（写真添付）
- ② 資格証のコピー

7 提出先 高砂市福祉部児童福祉課保育所係  
Tel 079（443）9025（直通）

8 その他 申し込みは、できる限り本人が持参してください。  
本人の都合等で登録を取り消される場合は、速やかに連絡してください。